

平成27年3月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成27年3月10日(火) 午後2時 紀南文化会館 4階 研修室

農業委員数39名

出席者36名

1番 山崎 清弘	2番 玉置 俊裕	3番 桑原 壽	4番 棒引 昭治
	6番 向日 一義	7番 前田 登	8番 森 敦孝
9番 更井 寛司	10番 丸屋 弘吉	11番 小谷 清雅	12番 皿田 功
13番 田渕 宏	14番 中山 敏久	15番 瀧本 和明	16番 杉若 陽一
17番 泉 雅行	18番 坂本 一馬	19番 横尾 泰行	20番 青木 登
21番 那須 京子	22番 那須 克	23番 上森 力	24番 寒川 加代子
25番 玉置 伸		27番 溝口 健治	
29番 坂本 茂久	30番 松窪 俊英	31番 岡上 達	32番 長嶺 博司
33番 川井 洋之	34番 中村 洋子	35番 矢敷 勇氣男	36番 松本 忠巳
37番 峯園 五郎	38番 石谷 強	39番 蔭地 明一	

欠席者 5番 市橋 宗行 26番 鈴木 直孝 28番 上中 悠司

事務局 局長 愛須 誠 農地係長 小倉 淳志 主査 松平 忠敏
会議録署名委員 21番 那須 京子 22番 那須 克

議長 長 皆さん、こんにちは。本日は、大変寒い中ではありますがご出席をいただきまして有難うございます。この寒さでこの先農作物が大変心配されるわけですが、先月、向日さんのほうから農業委員会の改革について質問されましたけれども、先月、県の農業会議のほうへ行きまして話を聞いてきたんですけども、大筋はあのまま変わらないという事でほぼ決定したような感じですが、あと詳細についてはまだ具体的なことが出てきてないんで、西川会長も具体的なことが全然わからんさかい、これは我々ではなっともしょうないなという事でございましたんで、細かいことが出てきて、また現場で我々がバタバタせんなんの違うかなと気にしております。それとまた、山崎委員さんのほうから申し合わせ事項について、どういう風になったんのかと、先月、質問されましたけれども、今回、事務局のほうで取りまとめてくれましたんで、このほうの発表もでございます。それでは今日はよろしくお願ひします。それでは最初に、農用地利用集積計画の合意解約の報告がございまして、事務局の説明をお願いします。

農振課 尾崎 皆様こんにちは、まず始めに農用地利用集積計画の合意解約から報告します。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は畑、面積は4,024㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇 持分2分の1、〇〇〇、〇〇〇〇 持分2分の1、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は、平成27年1月30日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は田、面積は390㎡、です。他5筆、合計面積2,497㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は、平成27年2月16日です。以上、2件報告させていただきます。

議 長 はい。有難うございます。まず、利用権の合意解約についてご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 無いようでございますので、報告とさせていただきます。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございましたので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 尾崎 続きまして田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の1, 035㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成27年4月1日から平成28年3月31日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の1, 623㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日の更新です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の394㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のミカン、期間は平成27年4月1日から平成33年3月31日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の1, 046㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間米1俵持参払い、期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日の更新です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の1, 074㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間2万円持参払い、期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日の更新です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の1, 256㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日の更新です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の1, 554㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日の更新です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1, 049㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間2万円持参払い、期間は平成27年4月1日から平成33年3月31日、新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の799、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成27年4月1日から平成28年3月31日、更新です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の999㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間米1俵持参払い、期間は平成27年4月1日から平成28年3月31日、更新です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の1, 413、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間米1俵持参払い、期間は平成27年4月1日から平成29年3月31日、更新です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1, 051㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年4月1日から平成29年3月31日、更新です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の1, 558㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間2万円持参払い、期間は平成27年4月1日から平成28年3月31日、更新です。14番、〇〇〇字〇〇

〇〇、畑の982㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の花き、年間1万円持参払い、期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日、更新です。15番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の7,010㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間2万円口座払い、期間は平成27年4月1日から平成29年3月31日、更新です。16番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の682㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借のイチゴ、年間3万円持参払い、期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日、更新です。17番、〇〇〇字〇〇〇〇、他3筆、畑の4,134.41㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間5万円持参払い、期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日、更新です。18番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、田の2,079㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の野菜、年間2万円口座払い、期間は平成27年4月1日から平成33年3月31日、更新です。19番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の登記簿9,374㎡の内9,204㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間10万円口座払い、期間は平成27年4月1日から平成33年3月31日、新規です。20番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の13,438㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のミカンと梅、期間は平成27年4月1日から平成37年3月31日、新規です。21番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、田の1,332㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成27年4月1日から平成28年3月31日、更新です。22番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の1,288㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日、更新です。23番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の859㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間2万円持参払い、期間は平成27年4月1日から平成28年3月31日、更新です。24番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、田の1,387㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間1万円持参払い、期間は平成27年4月1日から平成28年3月31日、更新です。25番、〇〇〇字〇〇〇〇、他5筆、畑の3,252㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間1万円口座払い、期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日、更新です。26番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の915㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の野菜、年間3万円口座払い、期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日、更新です。27番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の3,119㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日、新規です。28番、〇〇〇字〇〇〇〇、他3筆、田の1,069㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日、更新です。29番、〇〇〇字〇

〇〇〇、田の1, 087㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日、更新です。30番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、田と畑の1, 527㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲と野菜、年間1万円持参払い、期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日、更新です。31番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の2, 921㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年4月1日から平成33年3月31日、新規です。32番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の2, 316㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間5万円持参払い、期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日、更新です。33番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の6, 276㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日、更新です。34番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の2, 104㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日、更新です。35番、〇〇〇字〇〇〇〇、他2筆、畑の4, 862㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年4月1日から平成37年3月31日、更新と新規です。36番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の705㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間3万円持参払い、期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日、更新です。37番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の4, 494㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間8万円口座払い、期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日、新規です。38番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の4, 694㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日、更新です。39番、〇〇〇字〇〇〇〇、他2筆、畑の4, 259㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日、更新です。40番、〇〇〇字〇〇〇〇、他3筆、田の1, 440㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日、新規です。41番、〇〇〇字〇〇〇〇、他9筆、田と畑の4, 565㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲と大豆、期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日、新規と更新です。42番、〇〇〇字〇〇〇〇、他2筆、畑の2, 068㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の野菜、年間1万9千円持参払い、期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日、新規です。43番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の251㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の野菜、年間5千円持参払い、期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日、新規です。44番、〇〇〇字〇〇〇〇、他2筆、畑の3, 285㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇

〇〇〇、賃貸借の野菜、年間1万7千円持参払い、期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日、新規です。45番、〇〇〇字〇〇〇〇、他6筆、田と畑の6, 478㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日、新規です。46番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の494㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の野菜、年間5千円持参払い、期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日、新規です。47番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の1, 048㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日、新規です。48番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の747㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日、更新です。49番、〇〇〇字〇〇〇〇、他5筆、田の3, 234㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成27年4月1日から平成36年3月31日、新規です。50番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、田の1, 349㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日、新規です。51番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、田の1, 880㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日、更新です。52番、〇〇〇字〇〇〇〇、他3筆、田の2, 898㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日、新規です。53番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、田の1, 863㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間米2斗持参払い、期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日、新規です。54番、〇〇〇字〇〇〇〇、他8筆、田の5, 914㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成27年4月1日から平成33年3月31日、更新です。55番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の747㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用借の水稲、期間は平成27年4月1日から平成33年3月31日、更新です。56番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の995㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間米2斗持参払い、期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日、更新です。57番、〇〇〇字〇〇〇〇、他3筆、田の3, 016㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間米6斗持参払い、期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日、更新です。58番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の912㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日、更新です。59番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の828㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間米2斗持参払い、期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日、更新です。60番、〇〇〇字

〇〇〇〇、畑の10,909㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇 持分3分の1、
〇〇〇、〇〇〇〇 持分3分の2、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の
梅、期間は平成27年4月1日から平成28年3月31日、新規です。6
1番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の3,611㎡、貸手は〇〇〇、〇
〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の野菜、年間1万円持参払い、
期間は平成27年4月1日から平成37年3月31日、新規です。62番、
〇〇〇字〇〇〇〇、畑の872㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇
〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年4月1日から平成37年
3月31日、新規です。合計62件、132筆、160,229.41㎡、
貸手58名、借手46名です。この62件は農業経営基盤強化促進法第1
8条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願
いいたします。

議 長 はい。有難うございます。それでは逐条審議をお願いしますが、14番に
〇〇〇〇委員さん、16番に〇〇〇〇委員さんの案件がございますので、
14番と16番の2件を除いて逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇の物件は1番から7番まであります。その中で新
規は3番になり、新規の分だけ説明させていただくと、〇〇〇〇さんの且
那さんの具合が悪くなってお隣の畑の〇〇〇〇さんに作っていただくとい
う事で問題ありません。あとの1番、2番、4番、5番、6番、7番につ
いて皆更新で問題ありません。

議 長 はい、1番から7番まで異議なしとの事です。そしたら8番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。8番については新規になっているんですけども、1回目
の更新という事で異議ございません。9番、10番、11番、12番、1
3番まで異議ありません。

議 長 はい、15番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。15番について確認だけしたいんです。以前これは、私
の記憶では7反で20万円の契約であったように思うんですけども、確認
だけしたいと思うんです。

農振課 尾崎 15番の件ですが、原本を確認したところ手書きで2万円と入ってしまし
て、コンマもきちんと入れてくれていますので間違いありません。

〇〇番 委員 了解しました。異議ございません。

議 長 はい、17番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。17番、18番は更新という事で異議ございません。

議 長 はい、19番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。19番、20番は家族の中での貸し借りですので異議
ございません。

議 長 はい、21番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。21番、22番、23番の3件について、更新ですので
異議ございません。

議 長 はい、24番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この〇〇〇〇さんは、以前農業委員さんの〇〇〇〇さん
の息子で後継者になります。ですから異議ございません。24番、25番

議 長 について異議ございません。
 ○○番 委員 はい、26番。
 ○○番 委員 ○○番○○です。26番は更新で異議ございません。27番の○○○○さんは高齢のため、近所の○○○○さんに借りてもらうということで異議ございません。

議 長 はい、28番。
 ○○番 委員 ○○番○○です。28番、29番、30番は更新でございますので何ら異議ございませ。31番は、この○○○○君は今も○○○で、この隣接の畑も借りて作られていると思うんです。今回追加で借りて作るという事ですので異議ございません。

議 長 はい、32番。
 ○○番 委員 ○○番○○です。32番、33番、34番、35番、36番これは殆ど更新ですので、異議ありません。

議 長 はい、37番。
 ○○番 委員 ○○番○○です。37番、38番、39番異議ございません。

議 長 はい、40番。
 ○○番 委員 ○○番○○です。40番異議ございません。41番も異議ございません。

議 長 はい、42番。
 ○○番 委員 ○○番○○です。42番、43番、44番の借り手の○○○○さん、45番の案件では親子関係で専業農家を続けておられます。46番も借りるという事で異議ございません。

議 長 はい、47番。
 ○○番 委員 ○○番○○です。この分のついては、今日は欠席の○○○○委員の担当なんですけれども、異議ないという事で報告してくださいという事で、47番異議ありません。

議 長 はい、48番。
 ○○番 委員 ○○番○○です。48番については更新で異議ございません。49番についても、これは兄弟です。異議ございません。

議 長 はい、50番。
 ○○番 委員 ○○番○○です。50番の貸し手と借りては兄弟でありまして、弟さんからお兄さんに貸すという事です。なお、借り手の○○○○さんのほうですが、他にも多くの利用権設定している農地もありまして、熱心にやっておりますので異議ありません。それから51番も更新ですので異議ありません。それから52番ですが、借り手の○○○○さんは農協のほうへ勤めておりまして定年退職しまして、他にも多くの水田を借りて水稻を作付けしているという状況でありますので、この件については52番、53番共に新規ですが問題なしに異議ありません。以上です。

議 長 はい、54番。
 ○○番 委員 ○○番○○です。54番は更新ですので異議ございません。55番の○○○○さんと○○○○さんは隣近所で、これも異議ございません。

議 長 はい、56番。
 ○○番 委員 ○○番○○です。56番、57番、58番、59番は異議ございません。

議 長 はい、60番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。借りられる方は〇〇〇の方でございますが物件が〇〇〇という事でございます。ちょっと梅にしては1年とは短い気もあるんですが、その辺の理由は、細かいことはあるんですか。

農振課 尾崎 一旦借りて、買うという物件もあるようで、それで借りるというものもあるんです。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。作っていただけるのなら異議ございません。

議 長 はい、61番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは高齢で耕作が続けられないという事で、異議ございません。

議 長 はい、62番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。62番について異議ございません。

議 長 はい、以上60件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。それでは〇〇〇〇委員さん退席をお願い申し上げます。
(〇〇〇〇委員退席)

議 長 はい、14番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。それでは〇〇〇〇委員さん退席をお願い申し上げます。
(〇〇〇〇委員退席)
(〇〇〇〇委員着席)

議 長 はい、16番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。
(〇〇〇〇委員着席)

議 長 それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、5番の市橋宗行委員さん、26番鈴木直孝委員さん、28番上中悠司委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、21番的那須京子委員さん、22番的那須克委員さん、よろしくお願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地等売渡あっせん申出について、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第2号農地使用貸借契約の合意解約通知につ

いて、報告第3号農地等売渡あっせん取下げについて、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査

1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑で、面積は3,013㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑で、面積は573㎡、他2筆、合計面積2,369㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑で、面積は1,451㎡、他1筆、合計面積2,803㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑で、面積は4,024㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇 持分2分の1、〇〇〇、〇〇〇〇 持分2分の1、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑で、面積は1,463㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑で、面積は261㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田で、面積は1,815㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が宅地、現況は畑で、面積は430.06㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑で、面積は667㎡、他2筆、合計面積は1,430㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑で、面積は314㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田で、面積は224㎡、他4筆、合計面積は886㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。12番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田で、面積は167㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。13番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田で、面積は1,023㎡、他1筆、合計面積は1,546㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。14番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田で、面積は284㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。15番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑で、面積は34㎡、他3筆、合計面積は610㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。16番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は休耕、面積は1,

292㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。営農計画が添付されておりまして、櫛を作られるそうです。以上16件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 有難うございます。第3条申請の逐条審議をお願いしますが、〇〇番に〇〇〇委員さんの案件がございますので、それを除いて15件のご審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、2番これ共に親から子への贈与ですので異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。下限面積をクリアしているというような事で異議ありません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんの隣を耕作していた〇〇〇〇さんがそれを買うという事で、ちなみにこの1月末まではそれを借りて小作しておった所を買うという事で異議ございません。5番につきまして、これは農業委員会であっせんした物件です、異議ございません。

議 長 はい、7番

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。これは親子関係で異議ありません。〇〇〇〇さんは手続きが済んでから太陽光パネルをやりたいという事です。

議 長 はい、8番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。隣接の〇〇さんが購入という事で異議ありません。

議 長 はい、9番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは〇〇〇から〇〇〇のほうへ変わって来られた方です。前の12号台風で土砂崩れがおこった所の方じゃないかと思えます。家の近くの土地を買って畑をするみたいです。異議ありません。

議 長 はい、10番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この〇〇〇〇という所は深層崩壊した所でありまして、〇〇〇〇さんはもう〇〇〇へ行って〇〇〇には居てないんですけども、〇〇〇〇さんが深層崩壊の工事の時に土地を提供したという事で、代替地として〇〇〇〇さんの土地が崩壊した所にあったので、それを買うという事で異議ございません。

議 長 はい、11番

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは親子関係で異議ございません。

議 長 はい、12番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。12番の〇〇〇〇さんという方は、昨年旦那さんが亡くなりまして、後継者もおらず田畑を売買するという事で、〇〇〇〇さんの〇〇〇〇は自分の田圃と田圃の間にあるという事で分けて欲しいという事です。次の〇〇〇〇さんは、これも自分の隣で隣接しているという事で、草を生やされても大変だという事で、購入してくれるという事です。14

番の案件については、〇〇〇〇さんという人は若いんですけど、田圃に行くのに軽四で5分くらい何かを積んでいかんなんという事と、この〇〇〇〇さんがちょうど田圃の隣接で良かったら分けて欲しいという事で、この3人共に後継者がおりますので異議ないと思います。

議 長 はい、15番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。これも〇〇〇〇委員の担当地域ですが、この〇〇〇〇さんはIターンの方で、〇〇〇〇さんの家もこの近くにあるんです。その家も買って、一生懸命これから農業をして行くという事で、異議ございませんという事で行っていただきました。

議 長 はい、16番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。譲受人の〇〇〇〇さんですけども、この〇〇〇〇さんと奥さんとの知り合いという事の仲で、今まででも借りて、しいたけのほだ木等も貸して貰っていたそうです。そして新たに購入して櫛栽培をやるという事で 異議ございません。

議 長 はい、3条申請15件とも異議なしとのことです。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
 委員 全員 異議なし。
 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。
 (〇〇〇〇委員退席)

議 長 はい、続きまして6番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇委員さんのこの1筆だけ離れた所にありまして、また〇〇〇〇さんがここを分けて欲しいという事で売買成立したそうです。異議ございません。

議 長 はい、6番について異議なしとのことです。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
 委員 全員 異議なし。
 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。
 (〇〇〇〇委員着席)

議 長 続きまして議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。
 小倉 係長 7ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は782㎡です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、共同住宅1棟8戸235.87㎡、駐車場等546.13㎡です。着工日、工事期間は許可の日より5か月以内、農用地の内外は平成27年2月16日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共にございます。この土地は、周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は350㎡です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、梅干し場350㎡です。着工日、工事期間は許可の日より5か月以内、農用地の内外は平成27年2月16日に農用地区域から除外しています。隣接同意はございます、水利同意は不要でございます。この土地は、周囲を山林と住宅

地に囲まれた農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は975㎡です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設975㎡です。着工日、工事期間は許可の日より3か月以内、農用地の内外は平成27年2月16日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共に不要でございます。この土地は、過疎化の山村区域にある小集落で現在は耕作されていない農地で、第2種農地です。以上3件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。初めて現地調査に行つて来ました。今日ほど寒くはなかったですけども、朝早くから中辺路まで行つて田辺の方に下つて来た状況です。僕も行ったことのない所へ行つて、田辺もかなり広いなという印象を受けました。そしたらまず1番目の〇〇〇〇さんの件ですけども、場所は〇〇〇の西側ですね、ちょうど〇〇〇〇の裏側の宅地ばかりの開けている所です。現況としては自分の所有地の畑が東側にありまして、南側が宅地、西側も宅地です。北側は市道で、前にも結構集合住宅が建っております。転用理由は、〇〇〇〇さんの健康状態が芳しくないという事で、耕作できなくなつたらしくて、他も周りが住宅ばかり建っている所なので、農地を減らして共同住宅を建てて家賃収入という事らしいです。共同住宅が1棟2階8戸建てを建設して、駐車場も16台、盛土とかはなしで、アスファルト舗装という事です。排水のほうは合併浄化槽、前と南に水路もあり、東にも既設の水路があります。2番目の〇〇〇〇の〇〇〇〇さんの件なんですけども、場所は〇〇〇の〇〇〇神社から東へ100m、現況は梅畑です。東側、西側も畑です、南側が住宅、家が建っております、北側は山林になっていました。理由ですけども、梅の収穫量が多くなって、梅干し場が狭くなつたらしくて、そこに、場所的には良いですけど、段の上なので、梅を漬け場から持つて来て、上がり口が不便なように思いましたけど、その進入路が通行の同意が得られたという事で、梅干し場に転用したいという事です。梅の木を伐採して整地してやるそうです。西側にもU字溝を設置して、畑の段の所なので雨水は自然浸透という事です。

議 長

はい、3番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。3番の〇〇〇〇の案件は、〇〇〇会館から西へ約100m、現況は野菜畑といわれましたも道路からちょっと上つた所にある畑です。東側は山林、西側も山林、里道、南側も宅地、雑種地、これは本人の所有ですが、北側も本人の所有という事で、転用理由と致しましては、家庭菜園で一部を利用していたそうですが、土地が段々やせてきて、鳥獣害もあって、これ以上続けるのは困難という事で土地の有効利用を考えて太陽光発電施設を設置したいという事です。雨水は自然浸透で問題ないと思ひます。以上です。

議 長

それでは逐条審議をお願ひ申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番の物件なんですけども、元々は田圃であったんですけども、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇に勤められてて、体調を壊して退職されたわけなんですけども、それまではお父さんが作られていたんですけども、お父さんも亡くなられてまして、最初1年目だったかな田圃を作ったんですけども、草だらけになって収穫できないような状況でした。その中で明るく年にかさ上げして畑にしたんですけども、それも中々作ることが出来ず放っておったんですけども、今回その土地を半分にして共同住宅を建てるという事で、致し方ないかなと思います。ただ、半分土地が残っていますんで、また何か作ってくれるかなと期待はしているんですけども、近隣については影響がないと思われまして、賛成いたします。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんの梅干し場と梅漬場が〇〇〇〇神社の近くにあるんです。それで、ちょっと狭いさか近くに梅干し場が欲しいなという事だったので異議ありません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この件につきまして、現地調査員の説明のとおりであり異議ございません。

議 長 はい、議案第2号農地法第4条申請3件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 8ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は宅地、面積は7.7㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅7.7㎡です。着工日、工事期間は許可の日より1か月以内、農用地の内外は平成27年2月16日に農用地区域から除外していません。隣接同意はございます、水利組合は不要でございます。始末書の添付がございます。内容は、今般、〇〇〇字〇〇〇〇の土地を、農地法の許可が必要であるにもかかわらず、自己の住宅建て替え時に工事をしてしまい大変申し訳なく反省しております。今後は二度とこのような事がないようにいたしますので、よろしくをお願いします、でございます。周囲を山林と道路に囲まれた農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は751㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇 持分2分の1、〇〇〇、〇〇〇〇 持分2分の1、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場及び資材置場751㎡、着工日、工事期間は許可の日より3か月以内、農用地の内外は平成27年2月16日に農用地区域から除外していません。隣接同意はございます、水利同意は不要でございます。周囲を山林と道路に囲まれた農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は377㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設377㎡、着工日、工事期間は許可の

日より3か月以内、農用地の内外は平成8年2月15日に農用地区域から除外しています。隣接同意はございます、水利同意は不要でございます。賃貸借設定は20年間です。周囲を山林と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は休耕、面積は358㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅43.06㎡、駐車場・庭園314.94㎡です。着工日、工事期間は許可の日より6か月以内、農用地の内外は平成27年2月16日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共にございます。周囲を川と道路に囲まれた農地で、第2種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は休耕、面積は492㎡、他1筆、合計面積は1,253㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,253㎡、着工日、工事期間は許可の日より1年以内、農用地の内外は平成27年2月16日に農用地区域から除外しています。隣接同意は不要でございます、水利同意はございます。賃貸借設定は20年間です。始末書の添付がございます。内容は、この度、弊社は太陽光発電事業の業務拡大を図るため、昨年より下記土地に設備の設置を計画し、工事に着手しました。ところが今日に至り、農地法の転用許可が必要であることを知り、急遽転用手続きを申請することになりました。これは、偏に弊社が農地法の認識不足のために発生した不始末であり、喪心よりお詫び申し上げます。これを機会に、今後は農地法の理解に努め、再度このような機会が生じた場合には、計画を精査し実行に移すことをお誓い申し上げます。どうか、今回に限りましては、寛大なご措置を賜りますようお願い申し上げます。でございます。この土地は、過疎化の山村区域にある小集落の農地である為、生産性の低い農地で、第2種農地です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は707㎡、他2筆、合計面積は935㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場783㎡、庭152㎡です。着工日、工事期間は許可の日より6か月以内、農用地の内外は平成26年10月24日に農用地区域から除外しています。隣接同意はございます、水利同意は不要でございます。この土地は、過疎化の山村区域にある小集落で現在は耕作されていない農地で、第2種農地です。以上6件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件には該当していないと判断します。5条申請6件ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番の案件ですけれども、場所は〇〇〇神社から東へ500mの所にありまして、面積は7.7㎡で、もう住宅の一部に組み込まれているというか、探すぐらいに家の裏にちよろっとあったやつを、平成20年に住宅を建てているらしんですけども、この時に適切な処理をしてなかったという事で、始末書にもありますような状態です。雨水もU字溝へ

入るようになっていきます。隣接の同意もごさいます。2番目の案件ですけども、これも〇〇〇神社から北へ200mです。現況はハッサク畑、隣に50年ぐらいの住宅が建ってました。東側に住宅、西側が畑、南側も畑、そういう状況で同意もごさいます。現状は、〇〇〇〇さんがお年で住んでないので空家の状態にしてたところ、〇〇〇〇さんは水道工事屋さんらしいんですけども、そこへ家ごと購入して、資材置場とか駐車場、トラックだとかコンボだとかという事になってます。雨水は自然浸透になってます。両方とも水利同意は不要ですけども隣接同意もごさいます。3番は〇〇〇神社から東へ200mぐらいで現況は梅が植わってごさいます。10年生ぐらいのまだ生き生きとした梅の木が植わっております。面積的に、土建屋さんらしくって農業経営の縮小も考えてたという事で、非常に日当たり良い南向きの所なんで、そこを太陽光パネルにという事です。東側は市道で、他は宅地ないし畑で囲まれている所です。個人から会社でして、太陽光パネルを144枚設置という事です。雨水は自然浸透です。4番の〇〇〇〇さんの案件です。場所は農協の〇〇〇支所の真前で、場所は非常に良い所で、自分のお父さんの土地を借り受けて新しく住宅を、田辺のアパートに住んでいるのを、お父さんの所有地に住宅を建てるという事です。東側が県道、南側も里道、西側が畑で北側が宅地、ここに書いていませんですが先程説明がありましたように隣接同意も水利同意もごさいます。排水は合併浄化槽で、新設のU字溝を設置して、北側と南側は水路がごさいますんで、そこへ流すという事です。以上です。

議 長
〇〇番 委員

はい、5番。

〇〇番〇〇です。〇〇〇の案件ですが、道の駅〇〇〇〇から南へ100m、現況は既に建設されてまして始末書があるという事です。東側が市道、南側は本人の所有地、西側は水路、北側は宅地、申請地は相続した土地で知人に作っていただいていたそうですが、その人も80歳を超え耕作が出来なくなり、転用という事で太陽光発電を付けられたそうです。雨水、排水等は自然浸透及び西側に水路に流すという事で、始末書もありますので許可相当と思います。6番の〇〇〇字〇〇〇〇の件ですが、〇〇〇集会所より西へ250m、現況は休耕田でございました。隣接状況は、東側、南側、西側が道路、北側が道路と譲渡人の所有地だそうです。水利組合はなしという事で、この〇〇〇〇はちょうど道のカーブの膨らんだ所にありまして、転用理由としましては駐車場がなくて周りに大変ご迷惑をお掛けしてたと、この度、この申請地を譲り受けて〇〇〇〇と〇〇〇〇に、道の下にある土地なんです。そこに駐車場として利用したい、〇〇〇〇は寺の道路を挟んだちょっと斜め後にあるんですが、そこはツツジを植えて庭として利用したいという事で、雨水は自然浸透、駐車場は降り口に一部コンクリートをするそうですが、盛土もなしで、あと碎石を敷き詰めて均一にして固めるという事ですので、問題ないと思います。以上です。

議 長
〇〇番 委員

はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番〇〇です。この1番の件ですけども、これは4年前に確認してたん

ですけども、〇〇〇〇君に早く申請せよと言ってたんですけども今になってしまいました。住宅の裏に2 mぐらいの道路があって、その一部で補強するのに野面積みになっていたのが、〇〇〇〇さんと一緒に崩れたら悪いという事で擁壁をする時に話が決まって、それからあと今になって、始末書もあるんで問題ないかと思えます。2番の件です、この〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの兄弟さんが以前持ってまして、25年の秋ぐらいにあっせんが出まして、それを進めていたんですけども、おじいさんが亡くなりまして、そして相続がかかるということでそのままいっていたら、住宅を〇〇〇〇さんが持って、いっそその周りも資材置場やいろいろに使いたいという事で、農地を資材置場に転用するという事で、後で報告であるんですけども、あっせんの取り下げが出ています。そういう事で、問題ないかと思えます。以上です。

議 長
〇〇番 委員

はい、3番。

はい、〇〇番〇〇です。これは賃貸人と賃借人が同じ人物で、会社として借りるということで、異議ありません。それから4番の〇〇〇〇さんですが、現地調査の方が言われてるように、〇〇〇農協の真前で住宅地としては大変よろしい所です。ただ僕は、休耕田みたいになっていたんです。〇〇〇〇さんがちょっと体を壊してしまっていて、それでなっとかと思ったら、〇〇〇〇君が家を建てたいと探していたみたいですね、それでちょうどええ所が出来たんで、家を作るみたいです。異議ありません。

議 長
〇〇番 委員

はい、5番。

はい、〇〇番〇〇です。この5番につきましては、貸人、借人、これが〇〇〇〇で同じ人でございます。〇〇〇〇という事でそちらのほうで借りるという事でございます。それから現地調査の方の報告のとおりでございます。本人から始末書も出てございます。異議ございません。

議 長
〇〇番 委員

はい、6番。

はい、〇〇番〇〇です。6番について異議ございません。

議 長

はい、議案第3号農地法第5条申請6件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

〇〇番 委員

すみません、〇〇番〇〇です。5番についてなんですけども、始末書が出ているという話なんやけども、ちょっと余りにも農業委員会を軽視しているように思えるんです。それで、始末書を本人さんからとってますけども、これは業者がいてるんで、業者は必ず知っていたと思うんですよ。それで、業者についても始末書をあげてもらおう状況にはならんからと思うんですけども、どうでしょか。

小倉 係長

太陽光パネルの販売会社に始末書を提出してもらうのは難しいかもわからないのですが、事務局から申請者の〇〇〇〇及び販売業者には〇〇〇〇を通じて、農業委員会でこういう意見があったと厳しく指導させていただきます。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。それで諦めている人も多々おられるんで、その人らが、始末書で済んだったらわしらもやってたよ、というような話になる恐れがあるんで、一つどこかで釘を差しとかんとあかんという事です。

- 議 長 中々、農業委員会軽視、軽んじられたあるという事も思うんですけども、今回はどうでしょう、こういう事のないように、もう一編事務局から厳しく本人と業者にも伝わるように指導していきたく思うんですけどもいかがでしょうか。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。もう既にやられてるんで、施行業者のほうも土地の事は、施主さんのほうから大丈夫やと言われたったら問題ないと思うんですよ。中々、施行業者が知っていたか知らなかったかと言ったら、知らんて言われたらもうそれ以上突っ込めんと思うんで、一番きちっとしようと思ったら、経済産業省のほうへ農業委員会から申し出てもらて、実際、太陽光発電はこれから増えるかどうかかわからんのですけども、その様式の所に登記地目と現況地目をきちっと書いてくれと、それはなぜかと言ったら、農業委員会では、こういう無断転用がおきている事例があるんやと、そういう事の確認を本人もわかるようにきちっとせなあかんから、という様式をきちっと確認できなかつたら、確認できるような土地の地目等について現況もきちっと書いてもらうような、そして、農地法の転用の申請が必要なら先に項目も入れてもらうような事を要望しとくぐらいのもんかなと思います。
- 議 長 県のほうも、こういう太陽光がかなり出てきているんで、その中でも完全に運用しやるのは記憶にないように思うんですけども、県と話をしまして、今〇〇〇〇委員さんの言われたような方向で進めたいんやけども、今度県の現地調査もあるんでそこでどのように説明して、その機会を見て農業会議にも話をしていきたいと思います。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この土地は隣接同意不要と書いてますけども、隣接地がないんですか。
- 小倉 係長 周りは、自分の農地と宅地です。
- 議 長 今回の申請につきましては、ひとつ異議なしとの事で、大変申し訳ないところもあるんですけどもそのように取り計らせていただきます。よろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第4号農地等売渡あっせん申出について事務局の説明をお願い申し上げます。
- 小倉 係長 10ページをお願いします。議案第4号農地等売渡あっせん申出です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,953㎡、他1筆、合計面積6,055㎡です。作物は梅で10アール当たり収穫量は未成園、希望価格は450万円と350万円です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,996㎡、作物は梅で10アール当たりの収穫量は1500kg、希望価格は400万円です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。農地等売渡あっせん申出、以上2件ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
- 議 長 はい、それでは地元委員さんの状況説明をお願い申し上げます。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番の案件ですけども、所有者の〇〇〇〇さんはちよっ

と体調が悪く、後継者もあって奥さんと三人でやられておるんですけども、なにせ自分の畑の反別が非常に多くて、三人でも一杯だったんですけども、本人さんが体調を壊して、コンテナを掲げてもちょっとしんどいという状況らしくて、物件は二つともパイロットなんです。そして南紀用水、全部設備も完備しております。だから作業的には非常にやり易い農地だと思います。それと現況は一旦改植していますので二代目になって、まだ一部の木はこれくらいなので、まだ収穫は未成園という事になっております。これから育てていけるという期待もありますし、クレーンも設置していますから作業性も十分にいけると思います。以上です。

議 長
〇〇番 委員

はい、有難うございます。続きまして2番。

〇〇番〇〇です。2番の申出ですけども、理由としましては、高齢で体調不良のため耕作が困難になったためという事でございます。年齢はもう80歳を過ぎたぐらいです。場所につきましては、〇〇〇のパイロットでございます。10年ちょっとぐらいで、これから成り盛りになる樹齢でございます。3日ほど前に行き行ってきたんですけども、去年までは管理されておったようで、きれいに草刈りはできております。3日前には満開で、ただ剪定が出来ておりません。なんで、出来れば早く誰か買い入れてくれる人が見つければ、と思っております。

議 長

はい、ありがとうございます。議案第4号2件につきまして、あっせんする事に異議ございませんか。

委員 全員
議 長

異議なし。

それでは、あっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員
議 長

異議なし。

それでは、1番については、地元の〇〇〇〇委員さんと〇〇〇〇委員さんと〇〇〇〇委員さんよろしくお願ひします。2番については、地元の〇〇〇〇委員さんと〇〇〇〇委員さんと隣接で〇〇〇〇委員さんよろしくお願ひします。以上2件よろしくあっせんしていただきたいと思ひます。続きまして、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明をお願ひ申し上げます。

松平 主査

11ページをお願ひ申し上げます。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は512㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は平成27年2月18日です。以上農地法第18条第6項の規定による通知1件報告申し上げます。

議 長

報告第1号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長

ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。それでは続きまして、報告第2号農地使用貸借契約の合意解約通知について、事務局のご説明をお願ひ申し上げます。

松平 主査

12ページをお願ひ申し上げます。報告第2号農地使用貸借契約の合意解約通知です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況

- 共に畑、面積は60㎡、他15筆、合計面積5,949㎡です。貸人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成27年2月18日、理由は〇〇〇〇が農業をやめる為、でございます。農地使用貸借契約の合意解約通知、以上1件報告申し上げます。
- 議 長 ありがとうございます。只今の報告第2号について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告第2号、報告とさせていただきます。続きまして報告第3号農地等売渡あっせんの取り下げについて、事務局の説明をお願い申し上げます。
- 小倉 係長 13ページをお願いします。報告第3号農地等売渡あっせんの取り下げです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は4,159㎡、他1筆、合計面積4,939㎡です。申出人は〇〇〇〇、〇〇〇〇 持分2分の1、〇〇〇〇、〇〇〇〇 持分2分の1、取下の理由は売り先が決まった為です。申出は平成25年11月22日、定例会審議は平成25年12月3日でございます。農地等売渡あっせんの取下げ、以上1件報告申し上げます。
- 議 長 報告第3号について、あっせん委員さんから顛末をお願いします。
〇〇番 委員 先程の5条申請でもあったように、申請人が亡くなられて、その件でこちらのほうで話を進めていたんですけども、相続にかかるという事でそのままにしていたら、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが農地以外で売るところがあったという事です。以上です。
- 議 長 ただいまの顛末に、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告第3号とさせていただきます。それではその他の案件でございます。2月の県の農業会議に提出をいたしました5条6件につきましてすべて無事答申されましたことをご報告申し上げます。これで予定しておりました案件はすべて終了しましたが、皆さんから何かございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 無ければ、事務局から何点か報告があるようですのでお願いします。
愛須 局長 農業委員会での申し合わせ事項確認、農地をあっせんする場合の基準、農地相談について説明する。
- 小倉 係長 下限面積の別段の設定について、旧田辺市は法どおり50アール、旧4町村については、別段の面積として10アールとすること、これは毎年定めなければならないことを報告する。
- 議 長 はい、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、旧田辺市は50アール、旧4町村は10アールと、変更しないで従来どおりの面積でいきたいという事で、ご理解いただきたいと思います。
- 小倉 係長 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価と、平成27年

- 度の目標及びその達成に向けた活動計画についてと次回4月の定例委員会の日程について説明する。
- 6番 委員 ひとつだけ聞きたいんですけど、通作距離、通作時間、昔よそで土地を買う時にそういう規定があったと思うんですけど、今は高速道路とか出来て少々通えるけど、昔は50kmないし2時間以内というふうな話があったんですけど、今はどうですか。
- 愛須 局長 法改正があって、通作距離は問わないという事になりました。
議 長 以前は通作距離を鑑みて農地を売買することがありましたけれども、法改正で通作距離は問わないということです。他にございませんか。無いようでしたら、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきまして有難うございました。本日はこれで終了いたします。有難うございました。

午後4時35分終了

以上会議の顛末を記しその確認を証するため下記に署名する。

21番委員

22番委員

議 長